

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	高砂熱学工業株式会社			コード	1969
提出日	2020/6/12	異動（予定）日	2020/6/29		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役及び社外監査役の選任議案が付議されているため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）														異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
１	松永 和夫	社外取締役	○													○		有	
２	藪中 三十二	社外取締役	○													○		有	
３	藤村 潔	社外取締役	○										△				訂正・変更	有	
４	関 葉子	社外取締役	○													○		有	
５	伊藤 鉄男	社外監査役	○													○		有	
６	瀬山 雅博	社外監査役	○										△				訂正・変更	有	
７	藤原 万喜夫	社外監査役	○										△				訂正・変更	有	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		社外取締役の松永和夫氏は、行政分野や経済分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけのものと判断したためであります。また、同氏は社外役員となる以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。 また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。
2		社外取締役の藪中三十二氏は、外交分野や行政分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけのものと判断したためであります。また、同氏は社外役員となる以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。 また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。
3	社外取締役の藤村潔氏は、三菱商事㈱の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.02％（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいことに照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。 なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記4.補足説明のとおりであります。	社外取締役の藤村潔氏は、三菱商事㈱)の取締役およびCIOとして豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。 また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。
4		社外取締役の関葉子氏は、弁護士および公認会計士としての豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけのものと判断したためであります。また、同氏は社外役員となる以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。 また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。

5		社外監査役の伊藤鉄男氏は、同氏の長年にわたる検事および弁護士としての専門的見地から適切な監査を行っていただけるものと判断したためであります。上記理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。 また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。
6	社外監査役の瀬山雅博氏は、松下電器産業(株)（現 パナソニック(株)）の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は1.09％（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいことに照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。 なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記4.補足説明のとおりであります。	社外監査役の瀬山雅博氏は、松下電器産業(株)（現 パナソニック(株)）における海外関係会社社長および監査役としての豊富な経験と識見を持ち、それらを活かして適切な監査を行っていただけるものと判断いたしました。 また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。
7	社外監査役の藤原万喜夫氏は、東京電力(株)（現 東京電力ホールディングス(株)）の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および電力の使用等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.02％（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいことに照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。 なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記4.補足説明のとおりであります。	社外監査役の藤原万喜夫氏は、東京電力(株)（現 東京電力ホールディングス(株)）における取締役および監査役、ならびに(株)関電工の社外監査役としての豊富な経験と識見を持ち、それらを活かして適切な監査を行っていただけるものと判断いたしました。 また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当社の社外役員に関する独立性基準は次のとおりであります。 （１） 当社を主要な取引先 ^注 とする者またはその業務執行者でないこと ^注 当社を主要な取引先とする者とは、直前事業年度および過去３事業年度（以下「対象事業年度」という。）における当社との取引について、各対象事業年度における取引の総額が、原則として、取引先の売上高の２％以上を占めている企業をいう。 （２） 当社の主要な取引先 ^注 またはその業務執行者でないこと ^注 当社の主要な取引先とは、直前事業年度および過去３事業年度（以下「対象事業年度」という。）における当社との取引について、各対象事業年度における取引の総額が、原則として、当社の売上高の２％以上を占めている企業をいう。 （３） 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産 ^注 を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）でないこと ^注 多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、原則として、１事業年度について1,000万円以上のものをいう。 （４） 最近において次の①から④までのいずれかに該当していた者でないこと ① （１）（２）または（３）に掲げる者 ② 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役 ③ 当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。） ④ 当社の兄弟会社の業務執行者 （５） 次の①から⑧までのいずれかに該当する者（重要 ^注 でない者を除く。）の近親者 ^注 でないこと ① （１）から前（４）に掲げる者 ② 当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。） ③ 当社の子会社の業務執行者 ④ 当社の子会社の業務執行者でない取締役または会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。） ⑤ 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役 ⑥ 当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。） ⑦ 当社の兄弟会社の業務執行者 ⑧ 最近において前③、④または上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者 ^注 「重要な」者とは、（１）または（２）の業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者、（３）の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む。）とする。また、近親者とは、二親等内の親族をいう。
--

- ※ 1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※ 2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※ 3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※ 4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※ 5 独立役員の選任理由を記載してください。